

令和7年5月28日

協力会社 各位

株式会社 応化建材工業

代表取締役 鈴木陽介

熱中症対策義務化に関するご案内

平素より弊社工事にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年6月1日より、厚生労働省により改正された労働安全衛生規制が施工され、**建設現場等における熱中症予防対策が義務化**されることとなりました。

これに伴い、弊社では熱中症における緊急連絡体制の構築と報告体制の強化に取り組めます。協力会社の皆様におかれましても、安全と健康を守るため、日ごろの健康管理（特に前日の飲酒は熱中症の原因になります）及び、現場での空調服等の積極的な活用等、対策を徹底するようお願い申し上げます。

なお、緊急時の連絡手段として必ず携帯電話を携行してください。携行しない状態での現場作業は厳禁いたします。

不明点や対策内容についてご質問等ございましたら、弊社安全担当までお問い合わせください。

作業前確認事項

携帯電話を身に着けずに作業に入ることは厳禁

熱中症の応急手当

- ①一人にならない、助けを呼ぶ
- ②エアコンのきいている室内、または風通しのよい日陰に移動
- ③衣類を緩め、楽な姿勢になる
- ④スポーツ飲料・経口補水液を摂取する
- ⑤氷や保冷剤で冷却。首やわきの下、太ももの太い血管の上、手足を冷やす
氷がない場合は流水で冷やす。または濡れたタオルを当ててこまめに交換する

医療機関の受診

可能であれば、保険証またはマイナンバーカード、お薬手帳を持参する

- 近隣の医療機関を探す：医療情報ネット（ナビイ）
内科系の診療所に電話し、受け入れ可能か問い合わせる。



医療ネット（ナビイ）

- 夜間
浜松市夜間救急室 浜松市中央区伝馬町311番地の2 浜松市医師会館1階
内科 平日 午後8時～翌朝7時 土曜日 午後2時～午後6時（年末年始・祝日を除く）
電話番号 053-455-0099（午後7時30分～翌朝7時）

- 休日
浜松市休日救急当番医
内科系の診療所に電話し、受け入れ可能か問い合わせる。



浜松市休日救急当番

- 救急 **119**
電話する前に現場の所在地や目印になるものを把握する
救急隊を要請したら事務所に連絡する（平日時間内）
本人の意識がなく、身分証明書等を携帯していない場合、生年月日等を事務所に問い合わせる

(株)応化建材工業 熱中症対策フロー図



熱中症の自覚がある

熱中症のおそれがある者を発見

監督員に報告

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

異常等あり

救急隊要請

異常等なし

自力での
スポーツドリンク
摂取

できない

できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、
一人にしない
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を
維持する)

医療機関へ

回復しない、症状悪化

経過観察

事務所へ報告
作業環境の見直し、休養の指示

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

「意識の有無」だけで

判断するのではなく、

①返事がおかしい

②ぼーっとしている

など、普段と違い様子がおかしい場合も異常等ありとして扱う

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、**#7119**、**救急受診アプリQ助**等を活用する。医療機関に相談して指示を仰ぐ

基礎疾患がない場合は

スポーツドリンク
経口補水液等の摂取を基本とする

(株)応化建材工業 熱中症対策補足

- 監督員は環境省の熱中症警戒アラート情報（LINE）の登録と、救急受診アプリQ助をインストールし、活用する
- 監督員は作業員から熱中症の申し出があったときは速やかに救護に向かう
- 監督員が救護に向かえないとき
 - ①同じ現場にいる他の作業員に救護依頼
 - ②営業や他の工事担当に救護依頼
 - ③事務員に救護依頼
- 監督員は医療機関の選定を行えないときは事務員に依頼する
依頼時に、受診したい作業員が誰か、現場の所在地、症状を伝える
- 熱中症を発症した作業員は、その日の作業は原則禁止とする
帰宅に際して家族等の付き添いがあることが望ましいが、難しい場合は十分に休養させ、回復してから送り出す
症状が悪化した際は速やかに医療機関に受診するように指示する
- 熱中症を発症した作業員が出た現場は、作業環境を見直す
作業時間帯を調整する、休憩時間を増やす、衣服を調整する等
改善について社長に報告し、承認を得る